

# 千早赤阪村災害廃棄物処理計画【概要版】

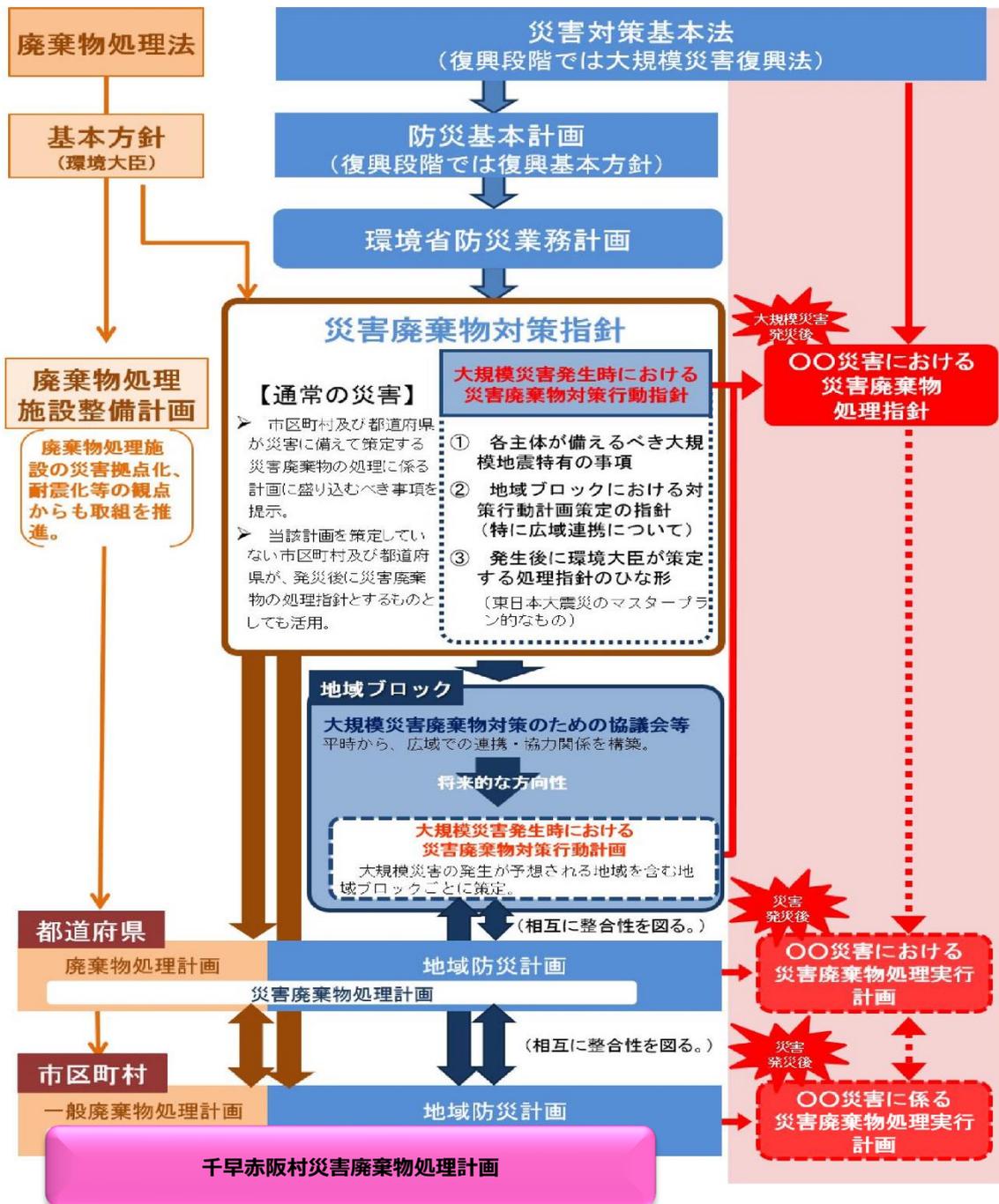
## 1. 総則

### ○計画の目的

本村における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とする。

### ○計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「千早赤阪村地域防災計画」等との整合を図り策定する。



## ○対象とする災害

### <地震災害>

本村地域防災計画に従い、南海トラフ巨大地震を被害想定とする。  
(震度6弱を想定)

### <風水害>

大阪府河川整備課公表の大阪府洪水リスク表示図を基に千早川の氾濫を主な被害想定とする。  
(概ね111~146mm/時間を想定)

## ○対象とする災害廃棄物

区分	廃棄物の種類
災害によって発生する廃棄物	木くず、畳・布団、コンクリートがら等、瓦くず、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電(4品目)、小型家電・その他家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、堆積物、その他適正処理困難物
生活ごみ	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

## ○災害廃棄物処理の基本方針

### <基本方針>

1. 衛生的かつ迅速な処理
2. 分別・再生利用の推進
3. 処理の協力・支援、連携
4. 環境に配慮した処理

### <処理期間>

災害の規模や災害廃棄物の発生量にもよるが、発災から概ね3年以内の処理完了を目指す。

## ○処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、村が第一義的に処理の責任を負う。

本村が地震や水害等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、都道府県に事務委託を行うこととする。

## ○地域特性と災害廃棄物処理

村の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、地震による道路被害や豪雨による道路冠水等により集落間のアクセスが崩壊する可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。

また、ごみの中間処理業務を南河内環境事業組合において共同処理を行なっていることから、災害廃棄物処理事務の実施に際しては、近隣自治体との連携を図る必要がある。

## ○教育訓練・研修

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。

- ・府や近畿地方環境事務所が主催する研修への参加
- ・防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について積極的に協力し、災害廃棄物処理に対する対応力向上

## 2. 災害廃棄物対策

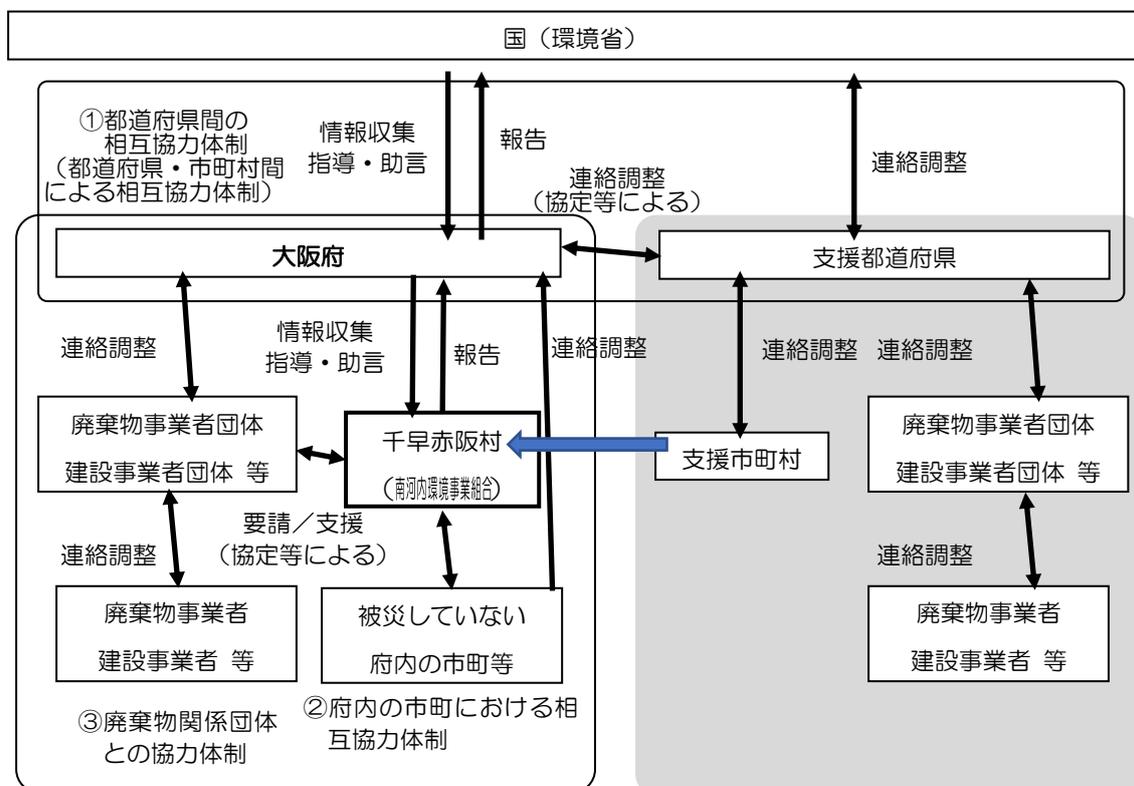
### ○組織体制・協力支援体制

<組織体制>

災害対策本部の組織に準じ、原則、救助部（住民課）が災害廃棄物処理にあたる。

<他市町村との連携>

他市町村等、都道府県と締結している災害協定等に基づき、連携する。災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制例は下図のとおり。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）p.2-4、一部修正・加筆

## ○一般廃棄物処理等

一般廃棄物について、それぞれの処理方針については、下記のとおり。

### <仮設トイレ等し尿収集運搬・処理>

収集は、仮設トイレの収集を優先する。収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬委託業者とし、不足する場合は府へ支援要請を行う。処理は、原則「南河内環境事業組合資源再生センター」で行うものとするが、状況に応じて下水道処理施設の活用等を行う。

### <生活ごみ>

災害廃棄物の処理の実施とともに、被災地域外の生活ごみの処理を継続して実施する。生活ごみは、仮置場に搬入しないものとし、発災後3～4日で収集運搬・処理を開始することを目標とする。

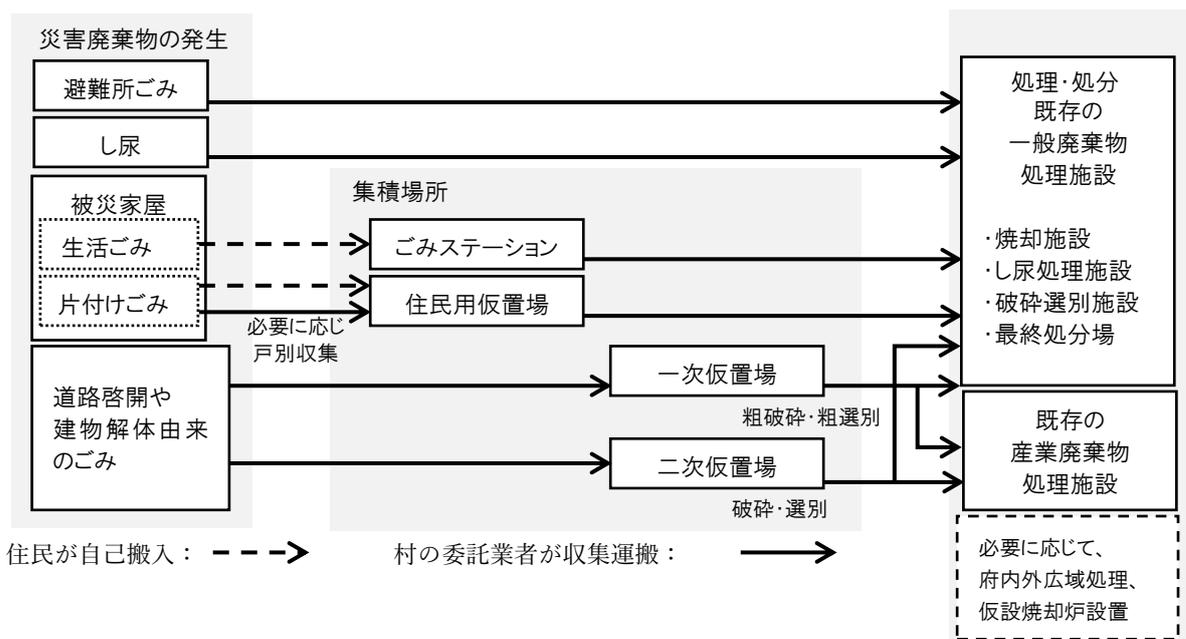
### <避難所ごみ>

避難所ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととするが、生活ごみとは別に収集を行う。

### <片づけごみ>

原則として仮置場へ持ち込んでもらうこととするが、発生量等の状況に応じて、戸別収集も検討する。

## 災害時における生活ごみ収集の流れ



出典：「宮城県災害廃棄物処理計画」（平成29年8月、宮城県）一部編集

## ○災害廃棄物処理対策

### ＜災害廃棄物発生量予測＞

地震および風水害による災害廃棄物の発生予測量は下表のとおり。

災害種別	建物解体由来（千トン）					
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
地震	2.5	2.5	7.4	0.9	0.8	14.1
風水害	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2

### ＜処理スケジュール＞

3年以内の処理完了を目指すこととしており、その場合は以下のスケジュールが目安となる。

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

### ＜仮置場＞

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするため、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。

#### ・必要面積

村で想定される対象災害が発生した際の一次仮置場の必要面積について、災害廃棄物対策指針による算出方法に基づき算出した結果、以下の面積が必要となる。

災害種別	仮置場必要面積（ha）					
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
地震	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4
風水害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

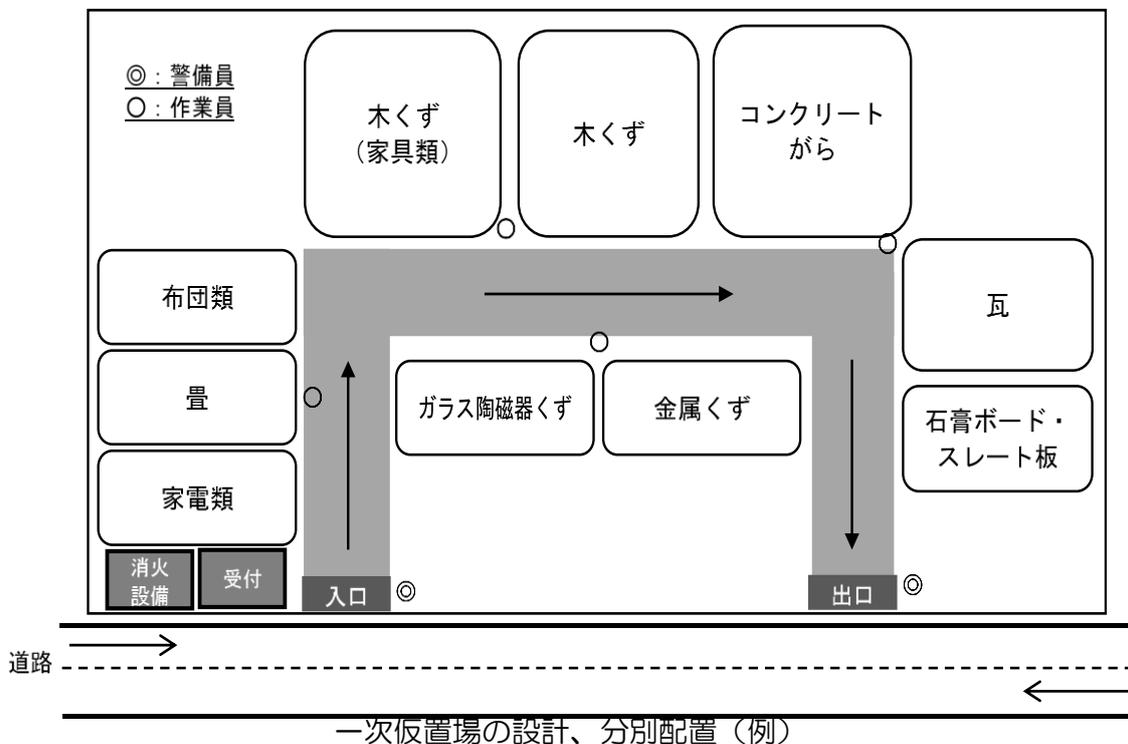
• 住民への周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、インターネット、チラシ、防災無線等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

• 仮置場の設計

以下の点に留意し、仮置場の設計を行う。仮置場の設計、分別配置（例）は下図のとおり。

- ◆保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壤汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、村災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壤調査をしておくことが望ましい。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるように一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- ◆生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。



## ○災害廃棄物処理実行計画

発災前に作成した処理計画にもとづき、府が作成する基本方針・実行計画を参考に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて実行計画の作成を検討する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。